

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年8月12日

鹿児島県知事 塩田康一



## すくい網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
すくい網漁業	北さつま漁業協同組合（旧長島町漁業協同組合に限る）共同漁業権区域	12月1日から5月31日まで	10トン未満	定めなし	1隻	出水郡長島町の旧長島町の区域に住所又は事業場を有する者
すくい網漁業	北さつま漁業協同組合（旧黒之浜漁業協同組合に限る）共同漁業権区域	12月1日から5月31日まで	10トン未満	定めなし	4隻	阿久根市脇本に住所又は事業場を有する者
すくい網漁業	枕崎市漁業協同組合共同漁業権区域	12月1日から5月31日まで	10トン未満	定めなし	1隻	枕崎市に住所又は事業場を有する者
すくい網漁業	阿久根市・薩摩川内市の境界と北緯32度00分12.4秒東経129度59分51.9秒（日本測地系では北緯32度東経130度）の点を結ぶ線以北及び北緯32度00分12.4秒東経129度59分51.9秒（日本測地系では北緯32度東経130度）の点と戸島南端を見通す線以東の鹿児島県海域。 ただし、八代海及び各漁業協同組合の共同漁業権区域を除く。	1月1日から6月30日まで	10トン未満	定めなし	2隻	定めなし
すくい網漁業	甌島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第14号）区域	12月1日から5月31日まで	10トン未満	定めなし	2隻	薩摩川内市下甌町に住所又は事業場を有する者

申請すべき期間

令和3年8月16日（月）から同年9月15日（水）まで